

通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 ニックスが開設する「ニックスデイサービスセンター西」(以下「デイサービスセンター」という。)が行う指定通所介護事業の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、デイサービスセンターの通所介護員等が、要介護状態にある高齢者に対し、指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 デイサービスセンターの通所介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の指定居宅介護支援事業所等と綿密な連絡を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 デイサービスセンターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ニックスデイサービスセンター西
- (2) 所在地 広島県広島市西区小川内町一丁目4番13号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、配置数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所 長 デイサービスセンター管理者

配置数 1名

職務内容 施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、本事業の適切な執行のために必要な指揮監督を行う。

- (2) 生活相談員

配置数 4名(非常勤4名介護職員と兼務)

職務内容 生活相談員は、利用者及びその家族からの心身、生活、当該指定通所介護に関する内容等の相談に対応し、相談者の精神的負担の軽減を促すとともに、利用者により快適な通所介護が提供できるよう、当該の相談内容を必要に応じてサービスに反映し、質の改善・向上を目指す。

- (3) 介護職員

配置数 13名(常勤3名, 非常勤10名, 内4名生活相談員と兼務、内1名看護職員と兼務)

職務内容 通所介護サービス計画に基づいた介護サービスを行う。

(4) 看護職員

配置数 4名 (常勤1名機能訓練指導員と兼務 非常勤3名内1名機能訓練指導員、介護職員と兼務)

職務内容 指定通所介護の利用者の身体状況等を把握し、口腔機能向上等、健康状態に配慮した通所介護サービスにあたる。

(5) 機能訓練指導員

配置数 5名 (常勤3名内1名看護職員, 非常勤専従2名内1名看護職員兼務)

職務内容

利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練を計画し、自ら実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始(12月31日～1月3日)を除くものとする。
- (2) 営業時間 午前8時15分から午後5時30分までとする。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

第6条

- (1) サービス提供日 月曜日から土曜日までとする。ただし年末年始(12月31日～1月3日)を除くものとする。
- (2) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第7条 指定通所介護の利用定員は、次のとおりとする。

定員 35名

(指定通所介護の内容)

第8条 デイサービスセンターが提供する指定通所介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 生活指導(相談援助等)
- (3) 機能回復訓練、日常生活動作訓練(食事動作、入浴動作等を含む)
- (4) 介護及び入浴
- (5) レクリエーション
- (6) 食事の提供

- (7) 一般的健康状態の確認
- (8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助

(利用料)

第9条 デイサービスセンターが、指定通所介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時、その1割、2割又は3割の額とする。

また介護報酬の告示上の額は、デイサービスセンターの見やすい場所に提示するものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の他、次にあげる費用及び利用料を徴収する。
 - 一 食材費代及び調理費・・・600円
 - 二 オムツ代・・・実費
 - 三 教材・娯楽費・・・実費
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該のサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受け取るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、広島県広島市。但し、その他の地域については相談の上、対応とする。

(サービス拒否の禁止)

第11条 デイサービスセンターは、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒むことができないものとする。

(サービス提供困難者への対応)

第12条 デイサービスセンターは、利用者に対し適切な指定通所介護の提供が困難であると認める場合においては、利用者の希望が尊重されるために必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格などの確認)

第13条 デイサービスセンターは、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の呈示する被保険者証によって、被保険者の資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 デイサービスセンターは要介護認定を受けていない者から利用申請があったときは、要介護

認定を受けるために必要な援助を行うものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第15条 デイサービスセンターは法定代理受領サービスを受けることができない者から利用申請があったときは、法定代理受領サービスを受けるために必要な援助を行うものとする。

(指定通所介護利用に際しての留意事項)

第16条 デイサービスセンターは、指定通所介護の提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎、機能訓練室利用時の注意事項等、その他当該指定通所介護のサービス利用に関する留意事項を重要事項説明書及び契約書に明記し、利用者に説明するものとする。

- 2 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 3 利用者は、事務所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 4 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の心身等に被った損害に対しては、賠償をお断りすることができるものとする。

(指定通所介護利用契約の締結について)

第17条 指定通所介護を利用しようとする者は、「通所介護サービス契約書」により利用契約を締結するものとする。

(通所介護計画の作成及び変更)

第18条 デイサービスセンターは、利用者の心身状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 前項の計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合においては、当該計画に沿って作成されるものとする。
- 3 デイサービスセンターは、通所介護計画実施中においても、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うものとする。また、通所介護サービス計画を変更する必要があるときは、必要な援助を行うものとする。

(緊急時等の対応方法)

第19条 職員は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 デイサービスセンターは、緊急の入院治療に備えてあらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

る。

(利用者に関する市町への通知)

第20条 デイサービスセンターは、指定通所介護を受けている利用者が次の各号に該当する場合は、速やかに関係市町に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに指定通所介護利用に関しての指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(秘密の保持)

第21条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の内容をみだりに他人に洩らしたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 デイサービスセンターは、職員との雇用契約内容に利用者又はその家族の個人情報の保持に関する内容を明記するものとする。

(職員資質の向上等)

第22条 デイサービスセンターは、通所介護員及び管理者の資質の向上を図るとともにスムーズに業務を行うために研修及び会議を定期的実施するものとする。

(掲 示)

第23条 デイサービスセンターは、センター内の見やすい場所に指定通所介護利用希望者のサービスの選択に資すると認められる事項及び苦情の受付に関する事項を掲示しなければならない。

(苦情の対応)

第24条 デイサービスセンターは、指定通所介護に関する苦情について迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口を設置するものとする。

(非常災害対策)

第25条 デイサービスセンターは、非常災害にそなえて具体的なマニュアルを定めるとともに指定通所介護利用者を対象に年2回以上の避難救出訓練を実施するものとする。

(事故発生の対応)

第26条 デイサービスセンターは、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 デイサービスセンターは、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生

した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第27条 デイサービスセンターは、通所介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な措置を講じるものとする。

2 デイサービスセンターは、設備、備品、及び飲料水などの衛生管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じなければならない。

3 デイサービスセンターにおいて、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1月以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束について)

第28条 事業所は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

2 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、次の事項に留意するものとする。

(1) 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、「切迫性」「非代替性」「一時性」この三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、管理者や医師から説明を行う。

(3) 緊急やむを得ず身体拘束を実施した場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(4) 緊急やむを得ず身体拘束を実施した場合は、日々の心身の状態等の観察・身体拘束の必要性や方法に関わる再検討をおこない「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの妥当性を検証し記録する。

(虐待防止について)

第29条 デイサービスセンターは、利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことがで

きるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 デイサービスセンターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報するものとする。
- 3 従業者は高齢者虐待の通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

(業務継続計画の策定等)

第30条 デイサービスセンターは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 デイサービスセンターは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 デイサービスセンターは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(記録の整備及び保存)

第31条 デイサービスセンターは、指定通所介護に関わる職員、設備備品及び会計に関する諸記録を整備し、保存するものとする。

- 2 デイサービスセンターは、指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第32条 運営規程に定める事項の他、その他運営に関する重要事項は株式会社ニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第33条 デイサービスセンターは全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の機密を保持させるため、従業者

でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で合って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

付 則

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 9 月 14 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。